



# ～News Letter～

弁護士のつぶやき

2019.12 vol.5

## バレーボールの話

ラグビーワールドカップベスト8進出, サッカーワールドカップ2022年カタール大会アジア二次予選と盛り上がるの中, 地味にバレーボール男子もバレーワールドカップ4位に終わったが, 東京オリンピックは期待できそうである。

エースの石川祐希君, 実は, 中央大学法学部の後輩である。但し, 政治学科だそう。妹も全日本女子レギュラーメンバーである。

前回東京オリンピックは男子バレー銅メダル, 次のメキシコ大会が銀メダル, さらにその次のミュンヘンオリンピックで金メダルに輝いた。これを知っているだけで歳がわかる。

全日本男子は, 松平監督。ミュンヘンへの道。感動のアニメ。このころ私バレー部の現役でした。

大古の伝説のスパイク(アタック)。昔のぼろいボールを破いたという強烈なスパイク。残念ながら今の作りの良いボールはなかなか破けません。

猫田のトス, 横田のセンター攻撃。1人時間差を編み出したのはこの人。身長の高い日本人が速攻攻撃を生み出した。

A, B, C, Dクイック攻撃までは, ミュンヘンで。

ブロックワンタッチをカウントしないというのは, 後日のルール変更で, それまではワンタッチは1回とカウントしていた。相対的に身長の高い日本人には不利なルール変更となった。このルール変更から日本バレーは弱くなっていった。解説の川合俊一のところって全日本男子がめちゃくちゃよかったころ。全日本男子の監督の中垣内のときも弱いイメージ。

バック・アタックというのは, あとから産まれた攻撃。

時間差やら, ブロードやら新しい攻撃方法が生み出されて, 今やクイック程度であれば, 中学生, 高校生くらいで普通にやっている。

## バレーボールの話

しかし、全日本の選手は、垂直跳びで3メートル飛ぶそうなの。  
2階から打ち下ろされているような感じ。あれだけ打てたら気持ちいいかも。

それでもワールドクラスは平均身長2メートルで、全日本クラスは平均身長約190センチで10センチくらい足りないらしい。

それにしても、ワールドカップでのサーブの精度には疑問。と偉そうに評論する。  
相手23点で責めるサーブ打ちます？

石川君は、相手が24点のマッチポイントでもサーブで責めていってサーブミスでワンセット相手に献上してました。

甘いサーブはチャンスボールになるので、ワールドクラスではわからないではないけど、私らの常識ではありえない。

80~90%の強さで入れてけば？ベンチからサイン出したら？

ところで、今のバレーはデータ・バレーだそうです。

対戦相手のデータをその都度頭に入れるのも大変。頭悪いとスポーツもできない。

ちなみに、ジャンピング・サーブとおいうのも私らのころはなかったです。ちなみに、私はクォーターの落ちるサーブでした。手元で回転がないので落ちるのはとりにくいらしい。同じ打ち方で延びるサーブも打てました。

すごかったのは、ブラジルのブロックの手をわざと引っ込めてアウトを取るテクニック。その試合のあと次の対戦相手で石川君もブロックで同じように真似していた。

この技は今まで見たことありませんでした。

深化するバレー。

東京オリンピックは目が離せない。

弁護士 森本 精一



## 今月号の目次

- ・ 弁護士のつぶやき 〈 弁護士 森本精一 〉 (1.2頁)
- ・ 所属弁護士からのご挨拶 (3頁)
- ・ 今月のテーマ記事「相続法の改正 第5回」 (4.5.6.7頁)
- ・ 企業法務 O&A (8.9.10.11頁)
- ・ 長崎事務所開設のご案内 (12頁)
- ・ 事務員 里のコラム (13頁)
- ・ 無料相談会のご案内、事務所へのアクセス (14頁)

### 所属弁護士からのご挨拶

島原事務所所長の山下です。  
最近、エレキベース（ジャズ）を始めました。  
毎日、家族が就寝した深夜、夜なべに10分とか  
20分とか少しだけですが練習しています。  
ようやく指先の皮も厚くなってきました。  
いずれ、ジャズバーなどでセッションに参加する  
ことを密かに目指しています♪  
楽器ができる方はぜひ合わせましょう。



## 相続法の改正 第5回

### 遺留分制度の見直し

遺留分について、改正相続法では主に以下2点のポイントが改正されました。

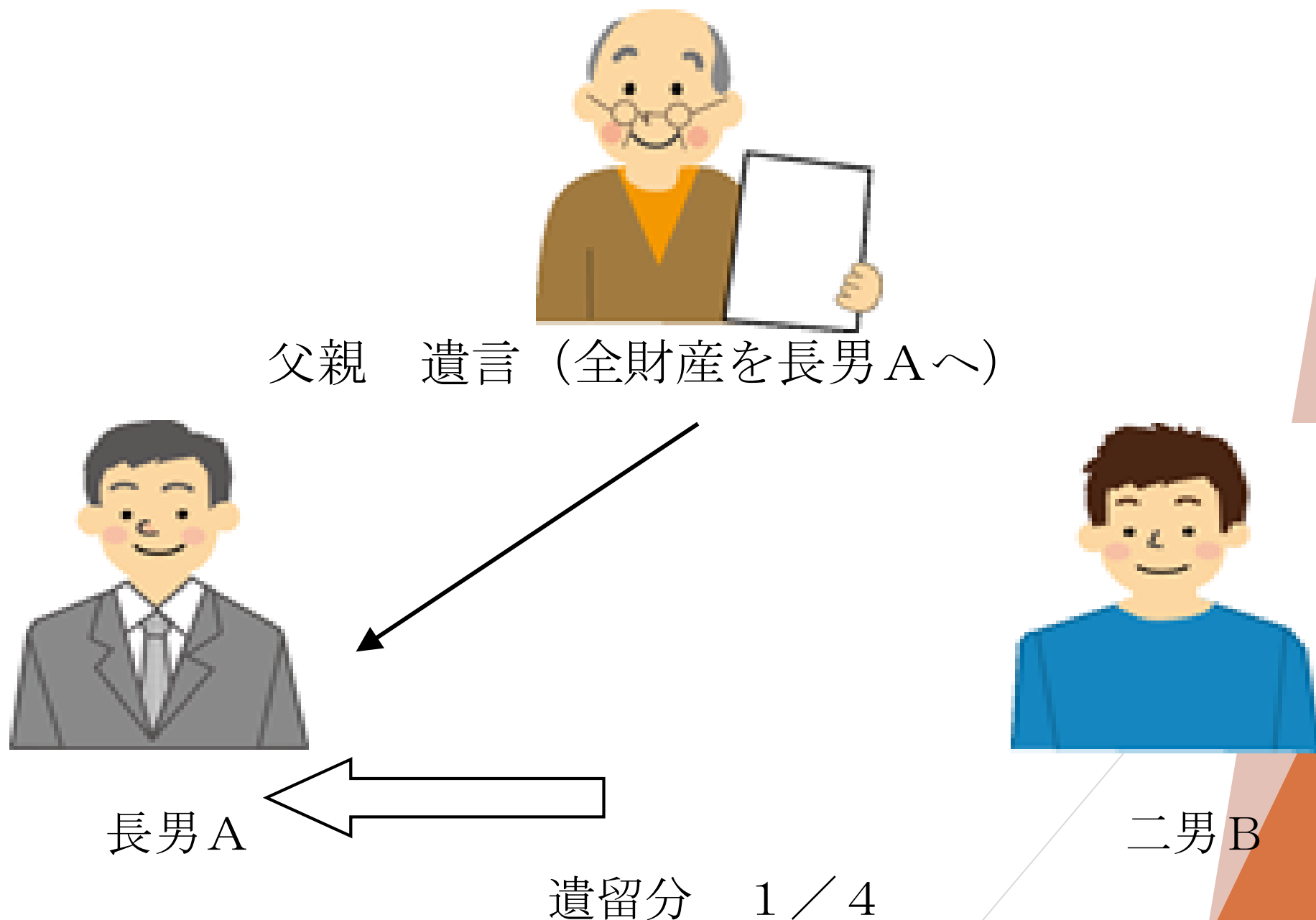
- ① 遺留分減殺請求権という「目的物の返還請求権」（物権的效果）から遺留分侵害額請求権という「金銭の支払請求権」に変更されました。
- ② 金銭を直ちには準備できない受遺者又は受贈者の利益を図るため、受遺者等の請求により、裁判所が、金銭債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができるようにされました。

#### 遺留分とは

遺留分とは、一定の範囲の法定相続人に最低限保証された遺産に対する権利です。その制度趣旨は、財産処分の自由に対する遺族の保護を図り、遺産の一定分を相続人へ留保するものとされています。

例えば、相続人が子供2人のみ場合（母親は死別）、

父親が遺言書で「全財産を相続人である長男Aに相続させる」とした場合でも、他の相続人Bは1/4の範囲で、長男Aに遺留分を行使することができます。



## 「遺留分減殺請求」から「遺留分侵害額請求」へ

現行法では、

① 遺留分減殺請求権の行使によって共有状態が生ずる。

← 事業承継の支障となっているという指摘がなされていました。

相続人が自身の遺留分を侵害されたときに、遺留分の権利行使することを「遺留分減殺請求」といい、従来の民法では、この権利行使は目的物の返還請求とされていたため、権利行使されると遺留分権利者と受遺者で目的物が共有状態となり、様々な問題が生じていました。

例えば、事業承継のために会社で必要な不動産と株式を後継者に相続させるような場合に、そうした不動産や株式が他の相続人と共有状態となれば、事業承継を円滑に行うことができませんでした。

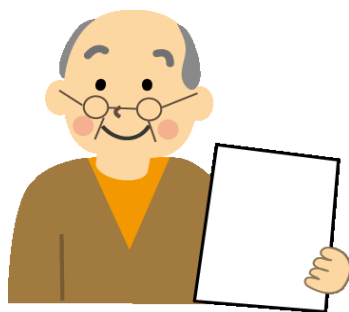
② 遺留分減殺請求権の行使によって生じる共有割合は、目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常は、分母・分子とも極めて大きな数字となる。

← 持分権の処分に支障が出るおそれが指摘されていました。

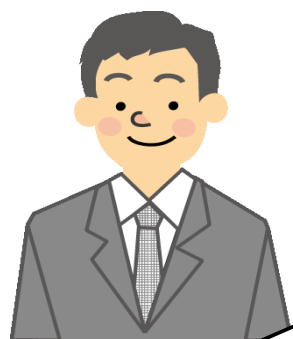
そこで改正相続法では、遺留分権利者が行使できるのは、受遺者（受贈者）へ対する金銭の支払請求としたため、目的物が共有になるというような問題は生じなくなりました。

法律上の呼称も「遺留分減殺請求」から「遺留分侵害額請求」へと変更されました。

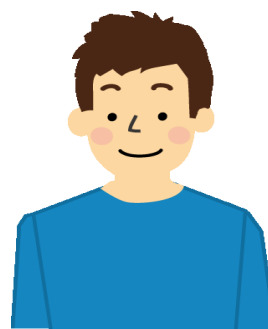
(改正前) 遺留分減殺請求



父親 遺言 (全遺産=不動産を長男Aへ)

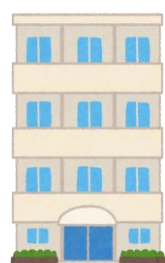


長男A



二男B

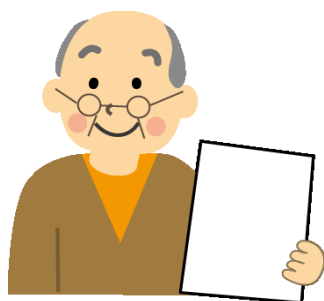
遺留分  $1/4$



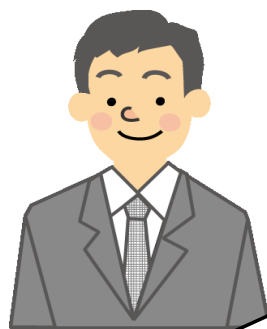
→不動産の共有持分

長男A  $3/4$ , 二男B  $1/4$

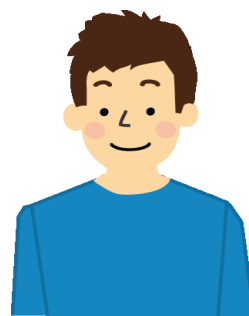
(改正後) 遺留分侵害額請求



父親 遺言 (全遺産=不動産を長男Aへ)

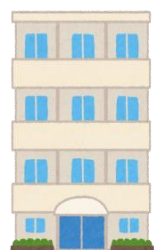


長男A



二男B

遺留分 2500万円の請求 (不動産評価の  $1/4$ )



→不動産は、長男A名義のまま  
(不動産の評価1億円)

金銭請求化することにより、

- ① 遺留分減殺請求権の行使により共有関係が当然に生ずることを回避することができる。
- ② 遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思を尊重することができる。とされています。

遺留分の対象が10年以内の贈与に限定されました。

従来の民法では、相続人が被相続人から生前に受けた贈与などの特別受益については、何十年前のものでも遺留分額の算定に含め計算されていましたが、改正法では、相続人への贈与であっても、「相続開始前10年間にしたものに限る」取扱いに変更されました。

遺留分についての争いが、過去の長期にわたる贈与（特別受益）を遺留分の算定にどこまで含めるかが争点になることが多かったため、害意がなければ、10年で限定されることになったため、紛争のより早い解決が期待できると考えられます。

	改正前	改正後
相続人に対する贈与	期間制限なし	10年以内に制限
悪意のある場合の例外	期間制限あり	期間制限なし

### 遺留分侵害額の計算方法

被相続人が相続開始のときに有していた財産の価額

+

贈与した額

- ① 相続開始前10年前になされた相続人に対する婚姻・養子縁組のため又は生計の資本としての贈与（当事者双方に害意ある場合はそれ以前になされたものを含む）
- ② 相続開始前1年間になされた第三者に対する贈与（当事者双方に害意ある場合はそれ以前になされたものを含む）

-

被相続人の債務の全額

=

遺留分を算定するための財産の総額 …①

① × 具体的遺留分率（1042条） × 法定相続分率 = 遺留分額… ②

② - 遺留分権利者が受けた特別受益の額 - 民法1046条2項2号

- 遺留分権利者が承継する債務 = 遺留分侵害額

金銭を直ちには準備できない受遺者又は受贈者の利益を図るため、受遺者等の請求により、裁判所が、金銭債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができるようになりました。

## 第5回 メンタルヘルス編

### その2 休職期間満了後の退職または解雇について

Q Xさんは、メンタルヘルス疾患で休職中です。メンタルヘルス疾患の回復がなされたとして、復職を望んでおり、その旨の診断書も提出されました。復職を認めるかどうかについて注意すべきことは何かありますか。

A

#### 1 診断書の問題点

就業可能な程度まで回復したかの判断は専門医の判断になります。

しかし、メンタルヘルスの領域では、その傷病の有無・程度が不明確であり、医師ごとに診断結果が分かれることがあります。

専門医の判断自体が、必ずしも100%信頼できる場合ばかりではないという現実もあります。

2 主治医の判断に問題ありとして、復職可能の判断を認めなかった裁判例も少なからず存在します。

#### ① 大建工業事件 大阪地裁平成15年4月16日・労判849号35頁

医師が求職中の従業員について就業できる旨の証明書を作成したところ、その医師が当該従業員の業務をどのように理解していたか不明であることなどにより、会社側がその証明書のみをもって4従業員の復職の可否を判断することはできないとしたことを認めました。

#### ② J学園(うつ病・解雇)事件 東京地裁平成23年4月24日判決・労判1008号35頁

医師が本心では復職は時期尚早と考えていたところ、休職中の従業員より是が非でもといわれたことによりその従業員につき職場復帰可能との診断書を書いたとの経緯を認定した事例



③ SGSジャパン事件 東京地裁平成29年1月26日判決・労  
経速2306号3頁

うつ病から復職可能とした主治医の診断書があり、休職満了の自然定。退職を違法無効と訴えた事案で、裁判所は発症の業務起因性を否定。主治医は、労働能力や職場の状況に関し、会社と情報共有していた診  
とは認められないと判断していた一方、産業医は復帰できなると診  
断し、本人は体調不良で面談を拒否するなど、労務提供できないほど  
回復したとは認められないとして対立した事案で、裁判所は、産業  
医の判断にしたがい、本件業務等について債務の本旨に従った労務  
の提供ができる程度に病状が回復したとは認められないと判断しま  
した。

④ コンチネンタル・オートモーティブ事件  
控訴審 東京高裁平成29年11月15日判決・労判1196号  
63頁  
第1審 横浜地裁平成29年6月6日判決・労判1196号68  
頁

適応障害で休職期間が満了する1カ月前に、従業員から主治医によ  
る「要療養」の診断書が出されたため退職とした事案。退職日の2  
週間前には、改めて「症状軽快」の診断書を出していたことから、  
地位確認等を求めた。東京高裁は第一審判決の判断を支持し、会社  
側弁護士と面談した主治医が、本人希望で診断書を作成したと述べ  
ており、回復したと認める証拠はなく復職不可を正当としました。

### 3 診断書の内容確認のための主治医との面談

主治医は当該従業員が会社で具体的にどのような業務に従事して  
いるかを知らない場合場ありますので、会社としては会社の業務、  
従前の業務内容、配置できるほかの業務内容、従来の業務状況等に  
ついて具体的に説明して、そのような業務に従事できるのかという  
ことをヒアリングする必要があります。当該診断書がどのような  
経緯で作成されたのかをヒアリングする必要があります。

このためには、当該従業員と同席の上ヒアリングするか、当該従  
業員から同意書をもって、ヒアリングすることになります。

同意書を出さないとなると、それ自体が診断書の信用性に疑義を  
差し挟む材料になり得ます。

また、改めて、会社指定の産業医の診断を要求してもよいと思い  
ます。

#### 4 復職可能のための回復程度はどの程度必要か

##### ⑤ 片山組事件最高裁判決 最判平成10年4月9日・判タ972号122頁

「上告人は、被上告人に雇用されて以来21年以上にわたり建築工事現場における現場監督業務に従事してきたものであるが、労働契約上その職種や業務内容が現場監督業務に限定されていたとは認定されておらず、また、上告人提出の病状説明書の記載に誇張がみられるとしても、本件自宅治療命令を受けた当時、事務作業に係る労務の提供は可能であり、かつ、その提供を申し出ていたというべきである。そうすると、右事実から直ちに上告人が債務の本旨に従った労務の提供をしなかったものと断定することはできず、上告人の能力、経験、地位、被上告人の規模、業種、被上告人における労働者の配置・異動の実情及び難易等に照らして上告人が配置される現実的可能性があると認められる業務が他にあったかどうかを検討すべきである。そして、上告人は被上告人において現場監督業務に従事していた労働者が病気、けがなどにより当該業務に従事することができなくなったときに他の部署に配置転換された例があると主張しているが、その点についての認定判断はされていない。そうすると、これらの点について審理判断をしないまま、上告人の労務の提供が債務の本旨に従ったものではないとした原審の前記判断は、上告人と被上告人の労働契約の解釈を誤った違法があるものといわなければならない。」

職種を限定していればその仕事ができるかできないかで判断すればよいのですが、そうでない場合には配置転換が可能なのだから、配置転換して復職を認めるべきとしているので、雇用継続への配慮や譲歩が企業側に要求されるようになってきたといえると思います。

##### ⑥ キャノンソフト情報システム事件 大阪地裁平成20年1月25日判決・労判960号49頁

労働者が職種や業務内容を特定せずに労働契約を締結した場合においては、現に就業を命じられた特定の業務について労務の提供が全にはできないとしても、その能力、経験、地位、当該企業の規模、業種、当該企業における労働者の配置・異動の実情および難易等に照らして当該労働者が配置される現実的可能性があると解するのが相当であり、雇用契約上、Xに職種や業務内容の特定はなく、復職当初は開発部門で従前のように就労することが困難であれば、しばらくは負担軽減措置などの配慮をすることもY社の事業規模からして不可能ではないと解されるうえ、開発部門より残業時間が少なく作業計画を立てやすいとされるサポート部門にXを配属することも可能であったはずであるとして、上記片山組事件の判断枠組みを支持しています。

## 5 リハビリ出勤

産業医等も含めてその必要性を検討するとともに、主治医からも試し出勤等を行うことが本人の療養を進める上での支障とならないとの判断を受けることが必要ですが、

### ① 模擬出勤

職場復帰前に、通常の勤務時間と同様な時間帯において、短時間又は通常の勤務時間で、デイケア等で模擬的な軽作業やグループミーティング等を行ったり、図書館などで時間を過ごす。

### ② 通勤訓練

職場復帰前に、労働者の自宅から職場の近くまで通常の出勤経路で移動を行い、そのまま又は職場付近で一定時間を過ごした後、帰宅する。

### ③ 試し出勤

職場復帰前に、職場復帰の判断等を目的として、本来の職場などに試験的に一定期間継続して出勤する。

といった制度設計も考えられます（中央労働災害防止協会 健康確保推進部 メンタルヘルス推進センター 心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き参照）。



## 長崎事務所開設のご案内

諫早・大村・島原を中心に活動を行ってきた当事務所ですが、  
2019年2月より長崎事務所を開設いたしました。

中央橋バス停より徒歩3分と来所しやすく、

かつ長崎地方裁判所の隣と大変わかりやすい場所がございます。

ぜひ、長崎市内の法律相談は森本綜合法律事務所 長崎事務所をご利用下さい。



### 【長崎事務所】

〒850-0033

長崎市万才町10番3号

サンガーデン万才町702号

中央橋バス停より徒歩3分

万才町バス停より徒歩1分

TEL : 095-801-1040

FAX : 095-801-1170

## 事務員 里のコラム

こんにちは。長崎事務所 事務職員の里です。  
毎号、ニュースレターの編集を担当しています。

一年たつのは早いものでもう12月です！すっかり寒くなりましたね。  
年末はより慌ただしくなっていますが、皆様風邪を引かれないようお気をつけください。

さて、最近私は「ポケットモンスターソードシールド」というゲームにはまっています。  
通称ポケモンと言われる、Nintendo Switch用のゲームソフトです。

実はポケモンは私と同じ年で、小学生の頃はポケモン全盛期、  
周りのみんながポケモンに熱中し、そんな私も大ハマリしたゲームでした。

ですが、中学生になり、勉強や部活でゲームをやる時間もなくなり、  
大人になるまで全くポケモンには触れてきませんでした。

(チュートリアルをみるのが苦手なゲームを避けていました・・・。)

しかし、なぜ今、十何年振りに、こんなにポケモンにはまっているかというと、  
小学生の時に夢見ている、まるでアニメの世界に入ったかのような  
ゲーム画面をたまたま広告でみてしまったからです。

昔はドット絵で平面（いわゆる2D）画面だったゲームの画面が  
今では立体（いわゆる3D）の画面で遊べるのです！

まさにポケモンがそこらへんを歩きまわっていて、  
捕まえにいくというリアルな体験ができるようになっているのです。

そんな大人から子供まで魅了し、再ブームとなりつつあるポケモン  
今年のサンタさんはポケモンを大量注文されること間違いなしです。

## 無料相談会実施のお知らせ

生前対策・相続トラブルでお悩みの皆様へ向けて、  
情報提供を精力的に実施していく所存です。

### 支店開設キャンペーンを実施します

2019年12月14日（土曜日）10時～17時まで、支店の開設を記念し、法律相談のご相談を無料でお受けする、無料法律相談会を開催致します。  
当事務所は、中央橋バス停から徒歩3分と来所しやすく、かつ、長崎地方裁判所の隣とわかりやすい場所にございます。お気軽にご相談下さい。無料相談をご希望の方は、お電話にてご予約をお願い致します。



ご予約は095-801-1040（9:00～18:00）担当 里まで

### 事務所アクセス

#### 【諫早事務所】

〒854-0016  
諫早市高城町5番10号  
諫早商工会館404号

島原鉄道線「本諫早駅」より徒歩7分  
島鉄バス「市役所前」より徒歩1分  
電話：0957-22-8100 F A X：0957-22-9702



#### 【島原事務所】

〒855-0042  
島原市片町616番地1

島原鉄道線「島原駅」より徒歩1分  
島鉄バス「島原駅前」より徒歩1分  
電話：0957-73-9980 F A X：0957-73-9981

